

「当番を置かない日を、8月10日、12日、15日、16日の4日間とする」ことを約束。(県教委)

その前後も市町村の判断で当番を置かない日にすることは可能

6月9日、県教委教職員課と夏休み勤務にかかわる交渉を行いました。交渉の冒頭、川名委員長は「今の学校現場の多忙は深刻だ。震災後の宮城の教職員の疲労感ピークに達している。さらに、子どもたちの心のケアが大切になってきている。思い切った改革が必要である。宮城の教職員と子どもたちのために、お金のかからない部分で改善を進めて欲しい。」とあいさつ。

教職員課長は、当初「12日からの3日間」と回答しましたが、現場からの強い訴えと交渉団の熱い思いを受け、

「当番を置かない日を4日間とする。」(提案3日間→10日を含め4日間へ) ことを約束しました。さらに、もう1日という要求に対して「市町村教育委員会が判断すべきことなので、その前後(9日や17日)も連続取得を進める観点から、夏休み前に行われる市町村教育長会議において事務所長から、その日も当番を置かない日にすることも可能であることを話す。」と約束しました。部活動については「夏休みの土日及び祝日10日(水)～16日(火)まで休止するよう市町村教委にお願いしたい」と答えました。

また、夏休み中任用が切られている臨時教員(年度区分によらない任用)について、取扱要綱の一部改正があり、校長が真にやむを得ないと判断したときは、任用を延長することができることとされてきたことが話題となりました。教職員課長も、組合側の「中断期間をおかないで、継続して任用することは可能か?」との問いに「制度上可能だ。」と答えており、任用が継続されていない臨時教員がどれくらいいるか調査することになりました。



【現場からの発言】

中央支部 向洋中分会 瀬成田 実さん

中学校現場の時間外勤務が常態化している。時間外勤務が仙台市でいうと平均67時間だ。宿泊研修に行った。4週ブロックのために、その直後勤務の割振りがとれない現実があり夏休みに疲労回復と言われていたが、夏休みも10年研も含め研修が入ったり、駅伝大会の練習が入ったりしている。県教委が率先して、当番を置かない日を増やすことは、重要である。

「えがお署名」に取り組みよう!

文部科学省が35人以下学級予算を財務省に求めなくなると数年経ちます。今の教育の危機を打開するためには、学級の編成基準を変える必要が絶対にあります。

宮教組は、2017年の概算要求に私たちの願いを盛り込ませるための署名に取り組んでいます。5月17日付で分会に発送しています。とりくみをお願いします。

市町村教委の判断を求める当局とのやりとり

- ◆組合側「5日間へ伸ばすことは重要で、もう1日を市町村へお願いすることはどうか?」
- 教職員課長「気持ちはよくわかる。当番を置かない日があるがなかろうが、夏季休業中にはできるだけ長く、年休を組み合わせながら長期の休暇をとれるよう、これはお話の通りである。」「その先は、市教委の英断の範囲。前に広げて後ろに広げて、どちらでも市の判断だということはいろいろな場面で話していきたい。」
- ◆組合側「県としては当番を置かない日を4日と考えるが、後は市教委が判断すること。夏季休暇も5日あるということだし(10～16日)前後に当番を置かない日とするということについては、市町村判断で行って構わないということ、市町村教委の教育長に話していただきたい。」
- 教職員課長「話します。」